			エ　放射性物質に係る貯蔵施設 ①貯蔵施設の構造及び材料
25		事務所衛生基準規則第５条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力
26		粉じん障害防止規則別表第２第６号及び第８号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
27		粉じん障害防止規則第４条又は第27条第１項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
28		石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
29	(3)特定機械等	ボイラー	ア　設置の場合（移動式ボイラーの場合に限る。） ①設置地、②ボイラー検査証（添付） イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		第一種圧力容器	ア　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		クレーン	ア　変更の場合（クレーン等安全規則第44条第１項第１号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②クレーン検査証（添付） イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32		移動式クレーン	ア　設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ　変更の場合（クレーン等安全規則第85条第１項第１号又は第７号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33		デリック	ア　変更の場合（クレーン等安全規則第129条第１項第１号又は第７号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付） イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
34		エレベーター	ア　設置の場合（建築基準法第６条第１項第１号から第３号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第７条第５項（同法第87条の２第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。） ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付） イ　変更の場合（クレーン等安全規則第163条第１項第１号又は第５号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②エレベーター検査証（添付） ウ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
35		建設用リフト	ア　変更の場合（クレーン等安全規則第197条第１項第１号又は第２号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）
36		ゴンドラ	ア　設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付） イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
37	(4)その他の機械等	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号
38		クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上３トン未満（スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上１トン未満）のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
39		デリック（つり上げ荷重が0.5トン以上２トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
40		エレベーター（積載荷重が0.25トン以上１トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
41		簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重